

新型コロナウイルス感染拡大に伴うガス料金の特別措置について

新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、罹患された皆さまや感染拡大により生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により休業および失業等が発生しております現状を踏まえて、経済産業省より一時的にガス料金の支払いが困難となるお客さまのガス料金の支払期日を延長する柔軟な対応を行うよう要請を受けました。これを受け、当社は、以下のとおりガス料金の特別措置を講ずることといたします。

1. 特別措置適用対象のお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、全国都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金」・「総合支援資金」の貸付を受けているお客さまであって、当社にお申し込みいただいた場合に限りです。

※緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認ください。

2. ガス料金（都市ガス、簡易ガス）

2020年2月（支払期日が3月25日以降となるもの）に限り、3月分および4月分のガス料金の支払期日を原則として1ヶ月間延長いたします。

※支払期日とは、検針日の翌日から50日目を行います。また、支払期日経過後にお申し込みいただいた場合、当該支払期日は原則として1ヶ月間延長いたしますが、料金につきましては遅延料金（3%割増）となります。

3. 適用開始日

2020年3月25日（水）から申込みの受付をいたします。

4. 特別措置の申込み方法

全国都道府県社会福祉協議会から送付された「緊急小口資金」・「総合支援資金」の決定通知書を窓口までご持参ください。

5. その他（諸注意事項）

既に振込用紙をお届けしている場合は、支払期日を延長した振込用紙を再送付いたしますので、既にお手元にある振込用紙は申し込み完了後に破棄してください。

支払期日を変更した場合でも、口座振替日またはクレジットカード支払日は変更されないため、該当対象月のガス料金等につきましては振込用紙でのお支払いとなります。なお、振込用紙でのお支払いへの変更は、申込日以降に新たに発生する料金分からとなります。

【お問い合わせ】

津島ガス株式会社 TEL(0567)28-1331 受付時間(9:00~17:00 除日・祝日)